



- 「競争優位性」と聞くと「際立った特徴を出さなければならない。」と思いがちですが、決してそうではありません。例えば、缶コーヒーを自動販売機で売る会社であれば、コーヒーが“ずば抜けて美味しい”だけでも、自動販売機の立地が“ずば抜けて良い”だけでも缶コーヒーは売れません。
- 「コーヒーの品質」と「自販機の立地」の両方を掛けあわせて価値を生むように、貴社も「ちょっとした特長」を組み合わせることで、何か違いが出せないか振り返ってみてはいかがでしょうか？

2015年度の賃金動向に関する企業の意識調査

賃金改善を見込む企業は48.3%で過去最高

- 帝国データバンクが2015年度の賃金動向に関する企業の意識についての調査を行ったところ、2015年度の賃金改善を「ある」と見込む企業は48.3%となり、前年度見込みを1.9ポイント上回る結果で、調査開始以降の最高を2年連続で更新しました。賃金改善の具体的な内容をみると、ベア実施企業が36.7%、賞与(一時金)は27.4%となっています。

賃金改善理由として「労働力の定着・確保」が大幅増加

- 2015年度の賃金改善が「ある(見込み含む)」と回答した企業に理由を尋ねたところ、最も多かったのは「労働力の定着・確保」の68.0%となり、リーマン・ショック前の2008年度(69.0%)に次ぐ高水準となりました。さらに「自社の業績拡大」(48.0%)が続きましたが、2年連続で減少し、5割を下回りました。また、人手不足が続きより良い人材の確保が必要とされるなかで、「同業他社の賃金動向」(20.1%)は過去最高となり、他社の賃金動向をより意識する傾向が強まっています。



- 月給者の方の給料の昇給に迷う場合は、支払額÷稼働時間で計算し、時間単価を計算してみてくださいはいかがでしょうか？
- 時給のパートさんと同じように働いているが時間単価が高すぎる。時間単価の割には良い仕事をしてくれているなど、1時間当たりの生産性が見えてきます。

長時間労働に関する調査

40代男性の約10人に1人が月の残業時間100時間超え

- 株式会社クロス・マーケティングが首都圏の男女を対象に、「長時間労働に関する調査」を実施したところ、月の残業日数は、「約1～5日」が29.2%でトップとなりました。性年代別に見ると、男性30代の「約16～20日」と、男性40代の「約11～15日」がともに21.3%と、他の性年代の割合よりも高くなっています。
- 月の残業時間をみると、「約1～20時間」が57.6%で最多。性年代別に見ると、「約101時間以上残業」している層は男性30代が6.3%、男性40代が7.1%を記録しました。女性でも20代の3.9%が101時間以上残業しているなど、超長時間労働の現状が浮き彫りとなりました。
- 今後、自分の残業時間をどうしていきたいかの質問では、全体の50.1%が「残業時間を減らしていきたい」と答えており、大多数の人が現状の労働時間に不満を持っていたり、改善したいと考えていたりすることが窺えます。



- 残業時間・未払残業問題で会社を守るには、残業を許可制にすることしかありません。
- 許可制とするには、(1)残業が許可制であることを就業規則に明記すること、(2)実際に許可の申請プロセスを運用し書面での記録を残すこと、(3)残業実態の検証を行い、問題のある業務・部署に関しては改善策を打つことが必須になります。



平成27年度の保険料率の変更について 4月分(5月納付分)から変更となる見通し

～健康保険の平成27年度の保険料率～

- 27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率が第64回全国健康保険協会運営委員会において了承されました。
- 都道府県別単位の健康保険料(案)については、全国健康保険協会HPのお知らせに掲載されていますので、ご確認ください。東京都の健康保険料については、変更ございません。

～介護保険の平成27年度の保険料率～

- 27年度は、26年度末に見込まれる剰余分(230億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**現在の1.72%から1.58%へ引き下げる方針**で了承されています。

- ・ 衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたことから、平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率の変更は、例年より1カ月遅れの4月分(5月納付分)からとなる見通しです。
- ・ 任意継続被保険者の方は5月分(5月納付分)から変更となる見通しです。



厚生労働省 平成27年度税制改正 地方への雇用移転で税制優遇

～地方における企業拠点の強化を促進する税制措置等の創設～

厚生労働省は地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、次の見直しを行うこととしています。

- ① 平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画(仮称)について知事の承認を受けた企業が、承認の日から2年以内の日を含む事業年度において、その計画に従って移転又は新增設をした事業所における増加雇用者数に、次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講じます。
 - ・ 雇用者の増加数、増加割合、給与支給額など現行の雇用促進税制の適用要件を満たす場合 → 50万円
 - ・ 現行の適用要件のうち雇用者増加割合要件(10%以上)以外の要件を満たす場合 → 20万円
- ② 地方拠点強化実施計画(東京23区から大都市等(仮称)以外への移転型のもの)について承認を受けた企業が、承認の日から2年以内の日を含む事業年度において上記①の措置の適用を受ける場合には、さらに、最大3年間その事業所における承認前からの増加雇用者数に30万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講じます。



地方の方が賃金相場が低いので、人手が必要なビジネスであれば地方に移転するという選択肢がありますが、本社とのコミュニケーションコストや、転勤なしの地元採用とした場合の撤退・移転のリスク等も鑑みて、判断されるのが望ましいです。



気付き日報



ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>